

第 27 回大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会 議事録

1 日 時 平成 31 年 1 月 21 日（月）午前 10 時～午前 10 時 40 分

2 場 所 本場 業務管理棟 16 階大ホール

3 出 席 者

（委 員）加藤会長、福田委員、藤田委員、本間委員、植田委員、中島委員、吉川委員、橋爪委員、真部委員、牛山委員、金子委員、木本委員、田中委員、今井委員、古家委員、岩崎委員

（以上 16 名）

（本 市）田端中央卸売市場長、中野企画運営担当部長、栗本総務担当課長、更家企画担当課長、西田本場長、得能東部市場長、中尾設備・施設担当課長、木村食品衛生検査所長、西東部市場食品衛生検査所長

（以上 9 名）

4 議 題

○業務条例改正について

- ・消費税等関係
- ・卸売市場法関係

○その他

5 議 事 録

（司会）

皆様、おはようございます。

ただいまから、第 27 回大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会を開催致します。

委員の皆様方には、公私何かと御多用のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会をつとめます、中央卸売市場企画担当課長代理の山田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本運営協議会は、卸売市場法第 13 条に基づき、大阪市中央卸売市場業務条例第 64 条で設置し、市場の業務の運営及び施設の整備等に関する事項や業務条例の変更に関する事項について調査審議を頂くことになっております。

現在の委員は、お配りしています名簿のとおり 17 名で構成しており、現時点で 16 名、半数以上の御出席を頂いておりますので、業務条例施行規則第 96 条に基づき成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

また、本運営協議会は、本市の「審議会の設置及び運営に関する指針」に基づき、会議は公開にて行うこととなっており、会議録等については、ホームページなどにより公開すること

になっておりますので、よろしくお願い致します。

傍聴の皆様には、受付でお渡ししました、傍聴要領に従い、円滑な協議会の運営に御協力頂きますようお願い申し上げます。

本日お配りしております資料は、「次第」、「委員名簿」、「配席図」、並びに「資料 1、資料 1 の参考、資料 2、別紙、資料 3、参考資料」となっております。

それでは、本日御出席の委員の皆様を、私の方からお名前のみ御紹介させていただきます。

まず、本運営協議会会長の加藤会長です。

続きまして、名簿順に御紹介させていただきます。

福田委員です。

藤田委員です。

本間委員です。

植田委員です。

中島委員です。

吉川委員です。

橋爪委員です。

真部委員です。

牛山委員です。

金子委員です。

木本委員です。

田中委員です。

今井委員です。

古家委員です。

岩崎委員です。

なお、大阪市立大学の上田委員におかれましては、御都合により、欠席となっております。

本市側の出席者につきましては、お手元の配席図に記載させて頂いておりますので、個々の紹介につきましては、省略させていただきます。

本市を代表致しまして中央卸売市場長の田端より御挨拶を申し上げます。

(田端中央卸売市場長)

皆様、おはようございます。大阪市中央卸売市場長の田端でございます。

本日は、新年明けてまだ間もない、また、年度末も見えてまいりました、大変お忙しい時期に、通算で第 27 回にあたります、今年度第 2 回目の本場・東部市場の運営協議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、平素から、中央卸売市場の円滑な運営をはじめ、大阪市政各般にわたり、温かく御理解、御協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

昨年は、大阪府北部の地震や数々の大型台風、また集中豪雨など、大阪のみならず全国的に自然災害が頻発した年でありました。1年を象徴する漢字も「災」、災害の「災」という字でございましたけれども、今年は、この市場にとりましても、穏やかな素晴らしい年となりますよう、心から祈念したいと存じます。

さて、御案内のとおり、本日の運営協議会では、今年10月から改定されます消費税に対応するための本市の条例改正、また、来年6月に施行されます改正卸売市場法に伴います本市の条例改正に必要な、これからの対応、考え等について御説明申し上げて、御意見を賜りたいと存じます。

特に、市場法の改正につきましては、昨年10月から11月にかけて専門委員の先生方とともに、この運営協議会の業界代表、また産地代表の委員の皆様にはヒアリングも実施させて頂きました。十分に時間を割いて頂き、真摯に御対応頂きましたことに改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。本日の会議で、そのヒアリングの概要等につきましても御説明して、共有化いただければと考えておるところでございます。

本日の会議、有意義な会議として頂きますようお願い申し上げまして、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(司会)

これより、業務条例施行規則第95条に基づきまして、議事の進行を加藤会長にお願い致します。加藤会長、どうぞよろしくお願い致します。

(加藤会長)

おはようございます。

司会を務めます加藤でございます。進行に御協力の程、よろしくお願い致します。

本日の議題は、先ほど田端市場長の御挨拶の中でも触れられましたように「業務条例改正について」ということで、消費税等の関係、それから卸売市場法の関係の二つでございます。

それでは、はじめに、「業務条例改正について（消費税等関係）」について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

(更家企画担当課長)

企画担当課長の更家でございます。

私の方より、議案(1)の「業務条例改正について（消費税等関係）」について御説明させていただきます。

お手元の「資料1」「消費税法等改正に伴う本市の条例改正について」を御覧ください。

1に記載しておりますとおり、改正を行います条例は、「大阪市中央卸売市場業務条例」でございます。

次に、2 の改正内容の概要でございますが、(1)に記載しておりますように、消費税等の率が今年 10 月 1 日から、8%から 10%へ改正されることに伴い条例の本文の一部及び施設使用料等について改正するものでございます。

また、(2)に記載しておりますように、「軽減税率制度」が導入されることに伴いまして、売上高割使用料及び委託手数料の算定基礎額について、消費税等を含む額から消費税等を除く額へと改正するものでございます。

改正条例の施行日は、3 にございますように、消費税法等の改正施行の時期と合わせまして今年の 10 月 1 日となります。

次ページ以降に具体の条例改正案を添付しておりますので御参照ください。

なお、条例改正案につきましては、今後、市会でご審議を頂きますので、表現につきまして修正する場合がございますが、趣旨が変わるものではございませんので御了承頂きますようお願い致します。

以上で、説明を終わります。

(加藤会長)

ありがとうございました。

それではただいまの事務局からの説明につきまして、御質問等ございましたら頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

【質問・意見なし】

十分御理解いただいたということで、次の議題に進めさせて頂いてよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

続きまして、「業務条例改正について（卸売市場法関係）」について、事務局より説明をお願いします。

(更家企画担当課長)

議案(2)の「業務条例改正について（卸売市場法関係）」について御説明させていただきます。

資料 2「卸売市場法改正に伴う本市の条例改正について」を御覧ください。

1「改正法について」、「(1)法改正の背景」についてでございます。

内閣府の諮問会議である「規制改革推進会議農業ワーキンググループの提言」を受けまして、国において「農業競争力強化プログラム」を策定し、その中で「経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。」とされたものでございます。

次に「(2)改正法、基本方針に定める卸売市場の位置づけ」でございます。

改正法につきましては、平成 30 年 10 月 17 日に政省令が公布され、改正法の施行日が平成 32 年、2020 年 6 月 21 日となり、政省令の公布と併せまして「卸売市場に関する基本方針」も公表されております。

改正法及び基本方針におきましては、資料でございますように、「卸売市場の役割・機能」、「消費者ニーズ等への対応」、「公共性の確保」について記載されているところでございます。

参考資料と致しまして、お配りしている資料の最後に「卸売市場法改正について」と「基本方針」を添付しておりますので、後ほど御参照頂ければと存じます。

続きまして、裏面 2 ページを御覧ください。

「2 本市の今後の検討の方向性について」、「(1)その他の取引ルールについて」、「①その他の取引ルールの必要性の検討」でございます。

改正法では、差別的取扱いの禁止や受託拒否の禁止等の「共通のルール」を遵守することで、高い公共性を果していくことが期待されております。各卸売市場において、この「共通の取引ルール」以外の、商物分離、第三者販売や直荷引き等の「その他の取引ルール」を定めるにあたっては、取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表するなど、公正な手続きを踏んで、共通の取引ルールに反しない範囲において、定めることができることとなっており、その必要性について対外的に説明する必要がございます。

次に「②検討の状況」でございます。

「別紙」資料「取引参加者のヒアリング結果について」を御覧ください。

1 ページおめくり頂きまして、A3 版縦の資料に、今年の平成 30 年 10 月から 11 月にかけて、専門委員とともに実施致しましたヒアリングの結果を取りまとめております。

「その他の取引ルール」についての主な意見でございますが、上段が「青果」で、下段が「水産」です。改正法どおりに規制をせず、商物分離、第三者販売、直荷引きを認めることについて、表の左側に肯定的な意見、右側に否定的な意見を記載いたしております。

主な意見と致しまして、市場の活性化について、また、卸売業者と仲卸業者が、それぞれの機能を果たしながら、安全で安心な生鮮食料品等を市民・消費者等に安定的に供給する役割を果たすことが重要であるなどの意見を多く頂きました。

また、「商物分離」や「第三者販売」を、規制をせずに認めることに対しては、それぞれ肯定的な意見と否定的な意見が出されるなど、多様な御意見を頂戴し、直荷引きにつきましては、肯定的な意見を多く頂いたところでございます。

先ほどの資料 2 の 2 ページにお戻りください。

「③今後の検討の視点」についてでございます。

本市の中央卸売市場が、将来にわたって、「大阪市を中心とする大都市圏における消費地市場」という特性を踏まえて、生鮮食料品等を市民・消費者等に安定的に供給できるよう、「その他の取引ルール」の制定の必要性について、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

矢印の先でございますように、具体的な検討の視点と致しましては、「市場の活性化」と「市

民の利益」を柱として、それぞれ記載の項目の観点から検討を行ってまいります。

また、欄外の「なお書き」にございますように、「現在、実態として行われている商取引及び市場経営面についても考慮」致したいと考えております。

3 ページを御覧ください。「(2) 法律に定めがなくなった業務の方法について」でございます。

「業務許可」や「せり」などの卸売市場の業務の方法につきまして、今回の法改正で定めがなくなりました。開設者と致しまして、市場内取引の秩序の維持などの観点から、一定のルールを定める必要があるのではないかという懸念がございましたことから、昨年実施致しましたヒアリングにおきまして御意見をお伺いさせて頂きました。

意見の取りまとめにつきましては、先ほどの「取引参加者のヒアリング結果について」を御覧ください。A3 縦資料の 2 枚目をご覧ください。

ヒアリングにおきましても、ここに記載のとおり「業務許可」「せり」等につきましては、一定のルールが必要との御意見を多くいただいたところでございます。

つきましては、先ほど御説明致しました、2-(1)-③の「本市の検討の視点」に加えまして、市場内取引の秩序の維持などの観点から、一定のルールを定める方向で、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

運営協議会の今後のスケジュールについてでございますが、A4 の横の資料となっております。(資料 3) に記載しておりますとおり、本市においてパブリックコメントを実施する場合や市会へ条例改正案の議案上程、周知期間などを勘案しますと、今後、4 月下旬頃に、条例改正の方向性をお示しし、7 月頃に条例改正案として提示させて頂きたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、お忙しいことと存じますが、引き続きよろしくお願い致します。

以上で説明を終わらせて頂きます。

よろしくお願い致します。

(加藤会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、御質問、御意見を頂戴したいと思います。

(藤田委員)

第 1 回でひょっとしたら、もう御議論頂いているところかも知れませんが、確認の意味でお伺いしたいと思うのですけれども、資料 2 の 2 ページの「本市の今後の検討の方向性」というところの、「本市市場の特性」に書いてある「将来にわたって」という、この文言なんですけれども、国もこの卸売市場法のような制度を随分変えてきたので、どこまで、この「将来にわたって」ということのイメージを持っているのかという事なのですが。

一方で、国連では SDGS という「持続可能な開発目標」というのを目途に 2030 年という

のが置かれていて、その中にも貧困の解決、食料安定保障の確保、或いは生産と消費の持続的な施策というのが書かれている訳ですが、この議論の中で、ここで言う「将来にわたって」というのは、どのあたりをイメージして御検討されているのかというのを教えて頂ければと思います。

(中野企画運営担当部長)

「将来にわたって」というところでございますけれども、当然ながら、短期的な視点では考えておりません、中長期的、大体20年、30年、或いは50年、そういったぐらいのスパンで将来的な構想というものを考えているところでございます。

なお、付け加えますと、今回の法改正で言いますと、一旦、5年後に見直すという事も決まっておりますので、その点も併せて見ながら、中長期的な視点でと考えているところでございます。

(加藤会長)

去年の10月から11月にかけて、私も専門委員としてヒアリングに参加させて頂きました。

正直言いまして、ここにも書いてあります、賛成意見、反対意見という事で、一つの事についても両面と言うか、賛否両論という事で、大変、一つの方向にまとめるというのは難しいことではあると思うのですが、市の方針としては「市場の活性化」と「市民の利益」、この大きな方針に沿って、今後の方向を定めたいという事で。

引き続き、どのようなスケジュールになっているのですかね。先ほど、お聞きして、この委員会の開催のスケジュールについては教えていただいたんですけども。

(田端市場長)

この運営協議会は、条例の改正を中心として、市場の運営の全体についての観点から御審議いただく場となっております。

今、加藤会長が仰ったように、否定的な意見、肯定的な意見があるのは、当然でございますので、先ほど、事務局としても御説明させて頂きました、この4月下旬までに開催したい運営協議会までに、ここの委員の皆様は業界の代表者、或いは産地の代表者という御立場でございますので、また、私共がお伺いして、御意見とかお話を聞かせて頂いて、次回の運営協議会に、条例改正の方向性を示せるようなスケジュール感で取り組んでまいりたいと思っています。

(加藤会長)

皆様には再度、個別に御意見を頂戴するという事でよろしいですか。

(田端市場長)

少し申し上げますと、こういう形で整理すると賛成、反対という事になるのですが、そのお考えの理由とか、根拠となってる事もあるかと思えます。それが解決されるのかどうかというのも非常に大事な点かと思えますので、結果として、賛成、反対となるんですけども、根拠とか、お考えの基になっている御懸念とか、解消出来るのかどうかというのも大事かと思えますので、そういった観点からも、御意見を伺ったり、お話をさせて頂いたりという事を重ねて参りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

(加藤会長)

次回の運営協議会では、具体的な条文を示して頂けるという事でよろしいですか。

(田端市場長)

改正法の施行が来年6月でございますので、市会日程等を逆算しますと、出来れば、今年の7月には条例案としてお示ししたいと思っております。ただ、いきなり条例案としてお示し出来る状況ではないと認識しております。4月下旬には条例改正に当たっての方向性、例えば第三者販売はどうするのかとか、そういう大きな方向性をお示し出来たらと思っております。

(加藤会長)

ありがとうございました。

特に御質問、御意見はございませんでしょうか。

(中島委員)

資料2の「今後の検討の視点」というのは、将来はどこまで見るんだとか、ここへ来たら急に本場が必要で、大きな役割を持っているとなるわけで、その前後は細かい事ばかり書いてある。

この前も話していたが、大きな意味でのこの中央卸売市場は、どういう存在価値でいようとしているのか。

産地代表の方もいらっしゃいますけれども、現実には生産者が減ってきているわけです。農業から離れたのもあるし、この異常気象で、先ほど市場長が仰られていたように、去年は台風、地震で叩きのめされた。

そういう大きな「まとめ」をして、それについて、卸会社も仲卸さんも大きな役割が色々あると思うし、又、動かなければならないと思えます。

先生がいきなりここを言われたので、私も丸をしていた。将来はどうかかなど。部長は将来を30年50年で考えていると言うけれど、私の場合は100年150年のパターンを考えている。

さすが「大阪本場」だなど、「運協」だなど、あれだけの卸会社と仲卸さんが抛れば、これ

に従わないと仕方が無いなというような、それが色々あって、第三者販売をどうのこうのというような事をやって行くべき。時間が無いと言ったらそれまでかも知れないし、あくまで、条例改正の会議ですからという事になってくると、そういう事はちょっと「置いておいて」となるのですが、私としては「置いておいて」では、話が出来ないのではないかなと、個人として思っている。

(田端市場長)

先ほど、藤田委員から将来というのはいつまでかというような御質問もございましたけれども、我々としましては大阪市の本場、東部の卸売市場というのは、大阪 270 万人を中心として、かなりの圏域を担っていると理解しております。その中で、大阪市が特にそうですけども、産地を持っていない。この圏域の消費者に生鮮食料品を届けていこうとすると、産地から持って来て頂く、それをしっかりと消費者に届けていただく。そういう事が、大阪市の、この市場の特性だと思いますし、この間、100 年近くに渡って、この市場が歩んできた歴史も、そういう特性を踏まえての、今日に至るまでの歴史だったのではないかなというように理解しております。市場法の改正は、非常に大きな改正ですし、大きな節目になると思うのですが、やはり市民を中心とする圏域の消費者にしっかりと生鮮食料品を届けていくという役割は変わらないと思っております。そういう事からも、先ほど申し上げた様な「市場の活性化」「市民の利益」という観点から物事を考えていきたいと思っております。

仰るように、確かに時間的な制約もあるのですが、短絡的に賛成、反対という所に行き着くのではなくて、ベースになっているお話をしっかりと聞き、結果は肯定的な意見、否定的な意見と分かれるところもあるのですが、やはり「市場は活性化すべき」とか、「市民に物を届けるべき」というお考えは皆さん共通されていると受け止めましたので、4 月下旬までと時間は少のうございますけれども、中島委員の仰った趣旨に合っているか分かりませんが、そういう想いを持って進めていきたいと思っております。

(加藤会長)

ここでは個々の取引ルールをどうするかという事に議論が集中しているように見えるのですが、これを本来する場合は卸売市場が本来担うべき役割、機能を環境の変化に応じて、昔とは随分違っているわけですが、そこを踏まえた上で、どんな機能を果たすべきなのか決める。その中で荷受会社さんと仲卸さんがどういう形で連携しながら、この卸売市場の機能を強化したら良いのか。そういう視点という事で「市場の活性化」という言葉の中に、今までの機能を前提にして、更に強化・発展するような活性化の方法を探りたいと、そういう意図だと私は理解しています。

中島委員の御意見を踏まえながら今後の検討を進めていきたいと思っております。

他に。(御質問等はございませんでしょうか。)

それでは再度、ヒアリングを事務局中心にされると思いますので、その時はまた、御協力の程、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは「その他」についてですが、事務局より何かござひますでしょうか

(更家企画担当課長)

事務局より特にござひません。

(加藤会長)

事務局からは特にないようですが、委員の皆様から何かござひますでしょうか。

それでは特に無いようですので、これで本日予定している議題については終了させて頂きたいと思ひます。御審議どうもありがとうございました。

(司会)

それではこれをもちまして、本日の運営協議会を終了致します。

忙しい中、御審議賜りまして誠にありがとうございました。

【終了】